令和８年第２回定例会議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決状況
第１号	令和７年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について （令和７年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、議会の認定を求めるもの。歳入決算額、1億9,616万5,591円に対し、歳出決算額、1億9,085万6,670円で、実質収支額は、530万8,921円となり、全額、令和８年度へ繰越した。）	令和８年10月27日	認定
第２号	令和７年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計 剰余金の処分及び決算認定について （令和７年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計決算に伴う剰余金について、剰余金処分計算書のとおり処分することの議決を求めるとともに、同年度の水道用水供給事業会計決算について議会の認定を求めるもの。 令和７年度の事業収益の決算額は36億1,967万3,596円となり、対する事業費用の決算額は 37億7,808万1,146円となり、差し引き１億5,840万7,550円の純損失が生じた。 次に、資本的収入の決算額は ７億893万円、対する資本的支出の決算額は16億7,996万4,357円となった。この資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額９億7,103万4,357円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金等で補てんした。）	令和８年10月27日	可決及び認定
第３号	印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について （千葉県人事委員会の勧告に基づき、初任給調整手当の新設及び給料表の級構成の再編が行われることから、所要の改正を行うものである。）	令和８年10月27日	可決
第４号	印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （地方自治法の改正に伴い、引用条項のずれを整理する必要が生じたことから改正をするものである。）	令和８年10月27日	可決
第５号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について （鋸南地区環境衛生組合の解散に伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少し、規約の変更が必要となったことから、所要の協議を行うものである。）	令和８年10月27日	可決